郡山市総合戦略有識者懇談会開催要綱

（趣旨）

第１条　本市における地方版総合戦略（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第 136 号）第10条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。）の策定及び改定に当たり、専門的見地から広く意見を聴取するために開催する郡山市総合戦略有識者懇談会（以下「懇談会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 郡山市人口ビジョン　本市における人口の現状及び将来の見通しをとりまとめたものをいう。

(2) 郡山市総合戦略　郡山市人口ビジョンを踏まえた本市における地方版総合戦略をいう。

(3)「産官学金労言士」　産業、関係行政、教育、金融、労働、報道及び士業をいう。

（懇談会の役割）

第３条　懇談会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

(1) 郡山市人口ビジョン策定及び改定に関すること。

(2) 郡山市総合戦略策定及び改定に関すること。

(3) 郡山市総合戦略の効果検証等に関すること。

（懇談会の構成）

第４条　懇談会の委員は、14人以内とし、「産官学金労言士」等の分野について優れた識見を有する者のうちから市長が依頼する。

２　委員への依頼期間は、２年以内とする。

（会議）

第５条　懇談会は、市長が招集する。

２　市長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第６条　懇談会の庶務は、政策開発部未来創造課において処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、懇談会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成27年６月12日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年10月３日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年８月20日から施行する。